

第8回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 星野雅彦は、令和6年1月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第8回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	入江泰三	2	仲江川 昇	3	岡田稔男
4	蓼沼克夫	5	今泉文子	6	森山正和
7	桐生さとみ	8	亀田幸雄	9	星野雅彦
10	岡村奏一	11	岩下 健	12	本島一喜
13	田島哲夫	14	齋藤 幹	15	清水 茂

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

春山和美、松崎茂夫、杉江豊子、長竹武男、川田 博、田名網 修、関口孝雄、岡部芳男、江原正司、伊藤恵一、吉岡春枝、岡田哲也、長谷川恭正、山根常夫、小林重雄、鴫田哲也、河内正夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員でございます。</p> <p>推進委員の出席は17名でございます。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第8回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時04分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 桐生委員、8番 亀田委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。

本日ご報告するものは、令和5年12月11日から、令和6年1月10日までに届出があったものでございます。1ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条の届出受理は、件数が1件、筆数が1筆、面積が1,011㎡です。

農地法第5条の届出受理は、件数が13件、筆数が23筆、面積が9,039.99㎡です。

合計いたしまして、件数が14件、筆数が24筆、面積が10,050.99㎡です。

第4条届出の詳細を2ページに掲載しております。第5条届出の詳細は3ページから7ページまでに掲載しております。

以上ご報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の8ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は寺岡町にあります田、1筆、面積は1,987㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、高齢であり耕作できないため手離したい、譲受理由は、現に利用権に基づき耕作しているため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は1,987㎡であり、本件は利用権設定を受けている農地を取得するものであるため、申請地を取得した後の耕作面積は、従前と同じ1,987㎡となります。

議案書の25ページをお開きください。本件の調査書と右側に位置図を掲載しております。現地の様子はモニターに表示をしております。(モニター画面に投影)

調査書の項目につきましてご説明いたします。各項目のうち、第2項の第4号を除く各項目、それから表の下段にあります農地法第2条第3項のすべての項目が「適」となっております。

上から順にご説明いたします。第2項の各号は、該当する場合に許可をすることができない、許可の禁止規定でございます。第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の譲受人は申請地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものとして「適」といたしました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人による権利取得禁止の規定につきまして、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしているため、該当がなく「適」となります。

第3号の信託の引受けによる権利取得禁止の規定につきまして、本件は信託の引受けによるものではないため該当せず、「適」となります。

第4号の農作業常時従事要件につきまして、農地所有適格法人の場合は本項目の適用がありません。ただし、下段に掲載しております農地法第2条第3項の規定の中で、常時従事に関する規定がございます。

第5号の転貸禁止の規定につきまして、本件は所有権の移転を行うものであるため、賃借人がまた貸しをするような転貸には該当せず、「適」となります。

第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は農振農用地区域内、いわゆる青地の区域にある農地であります。圃場整備が行われた区域にある農地ですが、既に利用権設定を受けて譲受人が耕作している農地でありますので、周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられるため、「適」といたしました。

中段の第3項第1号から第3号までにつきましては、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り受ける場合の規定でございます。本件の譲受人は農地所有適格法人でありますので、すべて適用はございません。

下段の農地法第2条第3項は、農地所有適格法人の要件に関する規定です。

第3項の規定をすべて満たす法人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得することができます。

第3項本文の法人形態要件につきまして、本件の譲受人は株式会社でありますので、要件を満たし「適」となります。

第1号の事業内容要件につきまして、譲受人が行う農業及び農業関連事業が全体の売上高に占める割合は、100%であり、過半となるため要件を満たし、「適」となります。

第2号の議決権要件につきまして、常時従事者等が占める議決権の割合は100%であり、過半となるため要件を満たし、「適」となります。

第3号の役員要件①につきまして、常時従事者が理事等の役員に占める割合は100%であり、過半となるため要件を満たし、「適」となります。

第4号の役員要件②につきまして、理事等の役員又は重要な使用人のうち2名が農作業に60日以上従事しておりますので、1名以上との要件を満たし「適」となります。

以上ご説明いたしましたとおり、本件の譲受人は第2条第3項の農地所有適格法人の要件を満たし、第3条第2項の許可禁止規定に該当しないため、第3条許可の要件を充足していると判断されます。

続いて、8ページにお戻りください。申請番号2番です。申請地は名草下町にあります田、1筆、面積は92㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、相続により取得したが農業を行っていないため手離したい、譲受理由は、自宅に近接しており、現に相対で借り受けて耕作しているため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は3,415㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は3,507㎡となります。

議案書の30ページをお開きください。本件の調査書と位置図でございます。現地の様子はモニターに表示をしております。(モニター画面に投影)

調査書の項目につきましてご説明いたします。第2項の各項目がすべて「適」となっております。

第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の譲受人は申請地及び周辺の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものとして「適」といたしました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人による権利取得禁止の規定につきまして、譲受人は個人でありますので、該当がなく「適」となります。

第3号の信託の引受けによる権利取得禁止の規定につきまして、本件は信託の引受けによるものではないため該当せず、「適」となります。

第4号の農作業常時従事要件につきまして、本件の譲受人は年間150日従事する予定であり、要件を満たし「適」となります。

第5号の転貸禁止の規定につきまして、本件は所有権の移転を行うものであるため、転貸には該当せず、「適」となります。

第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は市街化調整区域の農業振

興地域内、いわゆる農振白地の区域にあります。圃場整備等の農地整備が行われていない不整形な農地であり、中山間地でもあることから、申請地周辺において農地の整備計画の予定はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられるため、「適」といたしました。

以上、本件の譲受人は第3条第2項の許可禁止規定に該当しないため、第3条許可の要件を充足していると判断されます。

続いて、8ページにお戻りください。申請番号3番です。申請地は名草下町にあります田、5筆、面積の合計は950㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人からの要望により手離したい、譲受理由は、自作地に隣接しており、集約して耕作効率を高めるために取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は17,331.13㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は18,281.13㎡となります。

議案書の31ページをお開きください。本件の調査書と位置図でございます。現地の様子はモニターに表示をしております。(モニター画面に投影)

調査書の項目につきましてご説明いたします。第2項の各項目がすべて「適」となっております。

第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の譲受人は周辺の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものとして「適」といたしました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人による権利取得禁止の規定につきまして、譲受人は個人でありますので、該当がなく「適」となります。

第3号の信託の引受けによる権利取得禁止の規定につきまして、本件は信託の引受けによるものではないため該当せず、「適」となります。

第4号の農作業常時従事要件につきまして、本件の譲受人及び譲受人の長男が年間150日従事する予定であり、要件を満たし「適」となります。

第5号の転貸禁止の規定につきまして、本件は所有権の移転を行うものであるため、転貸には該当せず、「適」となります。

第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は市街化調整区域の農業振興地域内、いわゆる農振白地の区域にあります。圃場整備等の農地整備が行われていない不整形な農地であり、中山間地でもあることから、申請地周辺において農地の整備計画の予定はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられるため、「適」といたしました。

以上、本件の譲受人は第3条第2項の許可禁止規定に該当しないため、第3条許可の要件を充足していると判断されます。

続いて、8ページにお戻りください。申請番号4番です。申請地は高松町にあります畑、1筆、面積は588㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、相続により取得したが農業を行っていないため手離したい、譲受理由は、自宅に近接しており、現に相対で借り受けて耕作しているため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は9,4

17㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は10,005㎡となります。

議案書の32ページをお開きください。本件の調査書と位置図でございます。現地の様子はモニターに表示をしております。(モニター画面に投影)

調査書の項目につきましてご説明いたします。第2項の各項目がすべて「適」となっております。

第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の譲受人は周辺の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものとして「適」といたしました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人による権利取得禁止の規定につきまして、譲受人は個人でありますので、該当がなく「適」となります。

第3号の信託の引受けによる権利取得禁止の規定につきまして、本件は信託の引受けによるものではないため該当せず、「適」となります。

第4号の農作業常時従事要件につきまして、本件の譲受人が年間320日、譲受人の妻が年間300日従事する予定であり、要件を満たし「適」となります。

第5号の転貸禁止の規定につきまして、本件は所有権の移転を行うものであるため、転貸には該当せず、「適」となります。

第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は市街化調整区域の農業振興地域内、いわゆる農振白地の区域にあります。集落内にある農地であり、周辺は住宅と道路に囲まれているため、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられるため、「適」といたしました。

以上、本件の譲受人は第3条第2項の許可禁止規定に該当しないため、第3条許可の要件を充足していると判断されます。

3条許可申請は以上の4件です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 岡田委員

3番

3番 岡田です。調査の結果を報告いたします。

資料の26ページをご覧ください。

調査年月日は令和6年1月17日、水曜日、午前9時から、調査班は清水委員を班長といたしまして、森山委員、齋藤委員、桐生職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、農地法第3条許可申請に伴い申請地1筆の確認を行ったものであります。

なお、申請地は譲受法人の事業所に近接しており、営農する他の農地の耕作状況、水路や道路等の状況から、周辺地域の農地集積への影響はないものと考え

えられることを、調査班が確認、判断しております。

また、別紙調査書に基づき、許可基準および農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 調査会当日立ち合わせていただきました。耕作者が遠方ということなので水の管理や除草作業など地元の方の迷惑にならないか心配でしたが、申請者から適正管理に努めますとのことでしたので、問題ないかと思えます。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番から4番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から4番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 1月の5条許可申請件数は計8件でございます。

太陽光発電設備が2件、一般住宅が5件、一般住宅の敷地拡張が1件となっております。議案書9ページから12ページまでの一覧表及び議案書後半の個別の調査書についてご説明いたします

1番、申請地は板倉町地内の第2種農地の計8筆 申請面積は8,422㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備用地で、申請理由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転 売買および一部筆について地上権設定となっております。

また、市の再生可能エネルギー条例の確認が済んでおります。

議案書の33ページをお開きください。調査書となっておりますが、許可にあたっての判断項目を載せておりますが、各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書の10ページをお開きください。

続きまして、2番、大月町地内の第2種農地の計3筆、申請面積は484㎡です。転用の目的は一般住宅用地です。申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、同時に都市計画法の開発許可申請を受けています。

議案書の42ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

続きまして、議案書10ページ、申請番号3番をご覧ください。

3番、申請地は名草下町地内の第2種農地の田、1筆、申請面積は1,021㎡となっています。転用の目的は太陽光発電設備用地で、申請理由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転売買、市の再生可能エネルギー条例の確認済となっております。

議案書の43ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

続きまして議案書10ページの4番をご覧ください。

4番、申請地は駒場町地内の第2種農地の田、申請面積は90㎡です。転用の目的は一般住宅用地の敷地拡張で、申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の贈与、都市計画法の開発許可の調整が済んでおります。

議案書の44ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

5番、申請地は堀込町地内の第2種農地の田、計4筆、申請面積は405㎡です。転用の目的は一般住宅用地で、申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、都市計画法の開発許可の調整が済んでおります。

議案書の45ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書11ページにお戻りください。

6番、申請地は堀込町地内の第2種農地の田、計4筆、申請面積は324㎡となっています。転用の目的は、一般住宅用地で、申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、都市計画法の開発許可の調整が済んでおります。

議案書の46ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。
モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。
続きまして、議案書12ページの7番をご覧ください。

7番、申請地は堀込町地内の第2種農地の田、計3筆、申請面積は242㎡
です。

転用の目的は、一般住宅用地で、申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、都市計画法の開発許可の調整が済んでおり
ます。

議案書の47ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。
モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。
続きまして、議案書12ページの8番をご覧ください。

8番、申請地は堀込町地内の第2種農地の田、1筆、申請面積は319㎡で
す。

転用の目的は、一般住宅用地で、申請理由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、都市計画法の開発許可の調整が済んでおり
ます。

議案書の48ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

なお、8番の譲渡人につきましては、現在モニターに表示しております氏名
が正しい譲渡人名となります。訂正いたします。

修正をお願いいたします。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

以上、5条許可の審議案件、合計8件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 森山委員。

6番

6番 森山です。実情調査の結果を報告いたします。

資料の34ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は3条の案件と同様です。調査対象については、事務局
から説明がありましたので省略いたします。

申請地の現地確認調査と、申請人及び申請代理人出席のもと実情調査を行
いましたので、調査結果をご報告いたします。

本件は申請人である、東京都に所在する法人が再生可能エネルギー発電を
行うため、申請地を譲り受け又は地上権を設定し、太陽光発電設備用地として
利用するものです。

申請人はこれまで市内に複数の太陽光発電設備を所有しており、十分な面
積、日照量が確保できるなどの条件により、複数の候補地を検討した結果、本

申請地を選定したとのことです。

設備の設置に係る費用は自己資金で賄い、経済産業省の認定を受け売電を行う計画です。

市の再生可能エネルギー条例の協議が済んでいることや、事業地内にある一部の水路、道の払下げの手続きを行っていることを確認しました。

また、除草剤を使わずに年3～4回程度の除草作業を行うほか、遠隔監視システムや定期巡回により適宜状況を確認する計画であることから、周辺の農地への影響はないものと考えられます。

結論として、申請地は、板倉町内の第2種農地であり、申請者の実情から転用の必要性が認められ、許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 ございません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

2番 仲江川委員。

2番 仲江川です。

先ほどの説明の中で、本案件は農業会議に諮るとのことでしたが、面積要件等があるのであればお聞かせ願いたい。

主任 まず、足利市は権限委譲を受けておりまして、4ha以下の許可申請については市が許可できることになっております。

ただし、農地法の規定の中で3000㎡を超える案件については、農業委員会ネットワーク機構に意見を聴くことになっております。本県では農業委員会ネットワーク機構は栃木県農業会議になっておりまして、3000㎡を超える案件につきましては、総会審議の後、常設審議委員会で意見を伺いまして、双方の意見をあわせた上で許可することとなります。

以上です。

議長 よろしいですか。

2番 はい。

議長 他にありましたらお願いします。

1番 入江委員。

1番 入江です

道路が狭いので、住宅が何軒かありますので、工事を実施する際には注意するように伝えていただきたい。

主任 調査会の場でもお伝えしましたが、許可書交付の際にも改めてお伝えしたいと思います。

議長 他にありましたらお願いします。

【「異議なし」の声あり】

議長 それでは、本件は許可相当とし、栃木県農業会議常設審議委員会の意見を聴くこととすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。続いて、2番から8番までを上程いたします。

議長 本件について、意見を求めます。

4番 蓼沼委員。

4番 蓼沼です。

申請番号2番について、2、3日前に重機が入って作業をしているのを見かけたのですが、多分、杭か何かを入れていたのかもしれませんが許可が下りる前に、工事をするのはいかがなものかと思うのですが。

主任 許可するまでは、着工が認められていないので早急に代理人に確認したいと思います。

議長 他にありましたらお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から8番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の13ページをお開きください。

議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

本件は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律、通称、国庫帰属法の規定により、関東農政局から当委員会に農地に該当するか否かの判断が求められているものです。

対象地は助戸1丁目にあります田、1筆、面積は175㎡です。事務局が令和6年1月11日に調査した結果、荒廃農地として把握しております。1月17日に、調査班による確認を行いました。

議案書の49ページをお開きください。対象地の位置図を掲載しております。

50ページをお開きください。公図の写しを掲載しております。また、51ページには現地の写真を掲載しております。

モニターをご覧ください。現地の様子です。

対象地は周囲を宅地と鉄道用地に囲まれ、道路に面していない袋地であります。また、市街化区域内にあるため利用権設定や農地バンクの利用はできません。

今後農地として利用するためには、一定水準以上の物理的条件整備が必要

であり、農地として復元しても継続して利用することができないものと見込まれます。

説明は以上でございます。対象地が農地であるか否かのご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表になります。

貸借権設定についてですが、件数が18件29筆、面積が52,105㎡です。

所有権移転については、件数が1件、2筆、面積が2,120㎡です。

貸借設定の詳細につきましては、16ページから19ページ、所有権移転の詳細については、20ページに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、1月31日付けで公告を行う予定です。よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の21ページをお開きください。議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は山下町にあります畑、1筆、面積は518㎡です。相続人が取得した農地につきまして、相続税の納税猶予を受けるため、申請があったものです。

申請地は、山下町の市街化区域内にある農地で、周辺は住宅に囲まれております。事務局が現地確認調査を行いましたところ、申請地の一部で耕作を行っている状況が確認できなかったため、今後の作付計画について書面の提出を

求めました。1月22日に作付計画書の提出があり、今後はトマト、ナス、ピーマン、キュウリなどを作付けし、自家消費とする予定とのことでした。

作付計画どおりに利用されれば、農地として納税猶予を受けることに問題はないものと判断されます。

今後、継続して農業経営を行っていくとのことですので、適格証明書を発行してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 本日、机の上に置かせていただきました別紙をご覧ください。事前に配布できず申し訳ございません。

農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過についてご説明いたします。

願出地は野田町にあります畑、面積は1,157㎡のうち、43.86㎡、施設の概要は農機具置場です。農地法施行規則第29条第1号に規定する、2アール未満の農業用施設に該当するため、農地法第4条許可の適用除外となり、証明願による申請で農地転用が可能となるものです。

本件は令和5年12月6日付けで、農地法第4条許可申請とあわせて申請がありました。第4条許可につきましては先月の総会でご審議をいただき、農家住宅敷地の拡張を目的とした申請の許可をしております。本件の第29条第1号該当証明願は、第4条許可と同様、既に建築物があるため、是正の申請を行ったものでございます。令和5年12月27日付けで証明発行いたしましたので、1月遅れて、直近である本日の総会でご報告をするものです。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局から報告のあった件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それではご了承願います。

なお、議案書中ほどに農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第8回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時55分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月26日

足利市農業委員会

7番委員

8番委員